



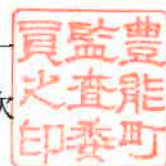
豊能町監査委員告示第1号

令和4年度定期監査の結果に関する措置状況について、町長及び町議会議長から報告がありましたので、その内容を次のとおり公表します。

令和5年6月29日

豊能町監査委員
同

長 浜 裕 一
針 原 祥 次



豊能総第96号
令和5年6月23日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 上浦 登
(公印省略)

令和4年度定期監査に関する措置状況について（報告）

令和5年2月1日付け豊能監第39号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。なお、事務手続の遅れにより報告が新年度となりましたことをご容赦くださいますようお願い致します。

①令和4年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
出納室	<p>●基金の取扱いに関する財務規則の改正(令和3年度～) 出納整理期間中の基金の会計年度所属区分は、実際の予算執行上極めて大切なものであり、予算執行上の都合で会計原則等に反した不明確な処理を防止する必要がある。統一化されたルールのもとで、基金の所属会計年度を明確にする必要があるため、財務規則の一部を改正されたい。(関係条項の改正も含む)</p> <p>●歳計剰余金の取扱い(関係課:行財政課) 令和3年度決算審査意見書においても指摘したところであるので詳細は省略するが、決算時において歳計剰余金が生じたことは、行財政課と連携を密にして「一般会計実質収支に関する調書」に確実に決算処理が行われるよう念のため申し添える。</p>	<p>令和5年2月に財務規則を一部改正し、基金年度区分を明記する条文を加えました。</p> <p>現在、決算時において歳計剰余金が発生した場合は、全額を前年度繰越金の歳入とし、補正予算で財政調整基金への積立金として歳出の予算措置をし、剰余金全額を財政調整基金へ積立てを行っております。今後、歳計剰余金全額を基金へ積立てを行っていきませんが、歳計剰余金の取扱いとして「一般会計実質収支に関する調書」に記載し、財政調整基金への積立を行っていくためには、各担当課で歳入歳出の事務処理が5月末までに正確に行われ、出納整理期間末に歳計剰余金を財政調整基金へ直接運用できるようにするための事務処理方法の検討を行っていきます。</p>
まちづくり創造課	<p>●出資法人に関する広報 「株式会社能勢・豊能まちづくり」に関して、<u>出資者として、毎年度の事業報告や決算状況を広報誌やホームページを通じて住民にも広報されたい。</u></p> <p>●スマートシティ関連事業 <u>デジタル商品券は、対象地域が豊能町内であり経済効果としても限定されるため、企業グループや近隣市町などと連携して地域経済の活性化に資するように広域化も含めて検討されたい。</u></p>	<p>出資会社である「株式会社能勢・豊能まちづくり」は、昨今の電力高騰により、一般家庭向けの契約を一時停止している状況ですが、今後、契約が再開される見通しを踏まえ、会社の事業状況等を広報する必要があると認識しています。広報の手法に関しては、「株式会社能勢・豊能まちづくり」への同じく出資者である能勢町と協調しながら、令和5年度に向けて検討していきます。</p> <p>加盟店が少ない状況は利用者も少ないという悪循環につながり、利用者が少なければそれだけ通貨価値が下がることとなります。将来にわたって持続的な運営を図るためには、広域化は避けられないところですが、コストの割に地域経済が循環しないという懸念もある中で悩ましいところです。府内の類似のサービスとの連携が可能かどうかの検討を行いつつ、他のサービスにはない付加価値の提示を併せてつくるといった取り組みを進めていきます。</p>

<p>●地域公共交通基本構想推進事業 <u>阪急バス千里中央直通便の社会実験開始から、これまで約半年間の乗車率等のデータを住民等とも情報共有化を図り、現時点での乗車率等がこのまま推移すれば、本格運用ができるのかどうか</u> <u>見解を示されたい。</u></p>	<p>社会実験の目的は、本格運行を実施する前に、期間を限定して試行運行することで、利用実態や利用者のニーズを把握することにあります。今回の実験では、豊能西線全体で1日900人以上の利用者を評価目標として設定し運行しているが、これまでの状況では、約600人程度の利用に留まっています。このまま推移すれば、本格運行が難しい状況ですが、今後の期間において、導入効果の提示や利用促進を図るなどを進め、本格運行が実施できるよう、引き続き取り組みを進めていきます。</p>
<p>●地域公共交通基本構想推進事業 <u>利用者はあくまで住民であるので住民の利便性も含めて住民目線で地域公共交通関係者と検討を進められたい。</u></p>	<p>令和4年度においても、住民利用者アンケートや公共交通を考えるワークショップ(東地区)などを実施し、住民の声を広く聞く取り組みを行ってきました。令和5年度において策定する「地域公共交通計画」の中にも、利用者である住民にとって最適な交通モードは何か、将来にわたり持続可能な交通ネットワークを検討していきます。</p>
<p>●地域公共交通基本構想推進事業 <u>町は、計画段階から東西の単位自治会を通じて住民に対して、バス、鉄道の利用促進の啓蒙、啓発など広報活動を強化されるとともに、住民生活に密接に関係するので適宜適切に必要な情報提供を行われたい。</u></p>	<p>公共交通の維持のためには、「利用して維持する」ということが最も重要であることから、広報誌などの媒体を活用し、継続的な啓発活動を行うことはもちろんのこと、また、政策的な利用促進策についても、公共交通計画を策定する段階において検討していきます。</p>
<p>●公共施設再編検討委員会 <u>2年間で9回にわたり委員会は開催されたが、会議概要として提出された資料だけが公開されている。9回開催された委員会の議事録を公開されたい。どのような議論をされて、「豊能町公共施設再編整備に関する最終報告書(案)」を提出されたのか議論のプロセスが分かるようにしていただきたい。</u></p>	<p>議事録については、作成できたものから順に公開していきます。</p>
<p>●公共施設再編検討委員会 <u>まずは個別施設の統廃合や存廃議論に結論を導き出すべきである</u> <u>と考える。</u></p>	<p>検討委員会よりいただいた最終報告書の内容、総合まちづくり計画、また長期的な財政運営上の観点等を総合的に踏まえた上で、公共施設再編に伴う整備方針の決定に向け取り組みを進めていきます。</p>
<p>●町ホームページの管理運営 <u>ホームページは、基本的には、個人情報を除きすべて情報の公開が原則であり、町の内部統制の問題でもあるとの認識の上で、ホームページ掲載等の管理ルール化の検討結果を明確に示されたい。</u></p>	<p>情報の管理にあたっては、平成27年3月に管理基準を定め運用しており、ページの管理者については、各所属長が管理することとしています。掲載等の管理のルール化は、どのような内容の情報をどれくらいの期間掲載するのかといった、情報公開制度にも関係する内容と認識していますので、関係課と調整を図りながら検討を進めていきます。</p>

秘書人事課	<p>●定員のあり方 将来の1万5千人の人口規模に対する適正な職員規模を検討されたい。</p> <p>●広報業務の強化 会議の公開に関する指針について、策定時期も含めて町情報公開担当課と協議していくと措置状況で報告されているが、その後の進捗状況はどうなったか、具体的な指針策定の目途を明確にされたい。</p> <p>●広聴業務の強化 個人情報を除き、町に寄せられるご意見を業務改善、施策反映につなげるように具体的に検討されたい。</p>	<p>職員定数については、他市町村の職員数や類似団体の職員数を参考に、本町特有の東西に配置されている役場機能に対応すべき職員数を検討します。</p> <p>外部の有識者を含めた会議や各種審議会の内容の公開については、それぞれの会議や審議会でも公開規定を定めているものもあり、現在は各課に委ねている状況にあります。 総務課において、令和5年度中に「会議の公開に関する指針」を策定します。</p> <p>現在、町政相談窓口にいただいた内容につきましては、相談内容に関する担当課と情報を共有し、必要に応じて担当課で決裁し回答(改善等が必要か検討)しているところです。 府が導入している「府民の声システム(府民の声の見える化)」と同程度のシステムを構築することはできませんが、いただいたご意見を町長以下の全職員が共有できるデータベース化ができないか令和5年度中に検討します。</p>
総務課	<p>●行政手続きのオンライン化 国においては、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するため、総務省をはじめ関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」を策定し、令和4年9月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定を行い手順書も示されている。 <u>現時点における各行政手続きの推進状況と実施時期を明らかにされたい。</u></p> <p>●会議の公開に関する指針(関係課:まちづくり創造課、秘書人事課) 「令和3年度定期監査」(骨子) 「会議の公開に関する指針」を定められたい。 「措置状況」 策定時期も含めて町情報公開担当課と協議していく。 <u>指針策定について、策定時期も含めて町情報公開担当課と協議していくと措置状況で報告されているが、その後の進捗状況はどうなったのか、具体的な指針策定の目途を明確にされたい。</u></p>	<p>国がサービス提供するマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能とするためのシステム整備を行い、転出届・転入予約に関するものは、令和5年2月から開始しています。 特に国民の利便性向上に資する手続として国が示す子育て、介護関係手続については、令和5年度に実施できるよう関係各課と調整中です。</p> <p>外部の有識者を含めた会議や各種審議会の内容の公開については、それぞれの会議や審議会でも公開規定を定めているものもあり、現在は各課に委ねている状況にあります。 総務課において、令和5年度中に「会議の公開に関する指針」を策定します。</p>

<p>総務課 (消防担当)</p>	<p>●消防団のあり方検討 少子高齢化の進行に伴い、消防団員の減少が避けられないのが現状であり、新入団員の確保も困難となってきた。新入団員の加入促進なども大事であるが、今後10年先、20年先の人口減少を考えて消防団のあり方を引き続き検討されたい。</p>	<p>消防団員数の減少については、全国的な傾向であり、本町も年々団員数が減少している中で、方面隊数の改正や退団年齢の引き上げ等、団本部と協議を続け様々な努力をしています。今後も引き続き団員数の減少を見据えた消防団運営等検討するとともに、引き続き新入団員加入促進や退団年齢の引き上げ等、団本部と協議を進めます。</p>
<p>行財政課</p>	<p>●財政運営基本条例の制定 行財政運営にあたっては、行政として中長期的な見通しを持ち、常に財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行わなければならない。このため、今後、将来世代に負担の先送りをしないことや持続的に健全で規律ある行財政運営を目指すため、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定が必要であり、スピード感をもって検討されたい。</p> <p>●歳計剰余金の取扱い 令和3年度決算審査意見書においても指摘したところであるので詳細は省略するが、決算時において歳計剰余金が生じたときは、出納室と連携を密にして「一般会計実質収支に関する調書」に確実に決算処理を行われるよう念のため申し添える。</p> <p>●競争入札参加資格申請のオンライン化 競争入札参加資格申請の行政手続きについて、全国共通の標準様式の入力フォーム例が既に提示されているので、総括・共通事項で指摘した競争入札制度の透明性、公平性等にも資するため、積極的に活用されたい。</p> <p>●豊能町入札監視委員会 委員会の議事概要は公表することとなっている。ホームページ等で公表されておらず、特に、上記のア～ウについて、委員会からの意見具申や勧告等の活動状況を公表されたい。</p>	<p>「財政運営基本条例」の制定については、財政状況、財政運営のルールとして町・議会・住民が情報を共有するには有効であると考えますが、まず、町の財政負担の軽減を図るために、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や、施設の維持管理費の経常経費の圧縮が不可欠であると考えますので、小中一貫校の整備や、公共施設の再編に取り組んでいき、その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行っていききたいと思います。</p> <p>現在、決算時において歳計剰余金が発生した場合は、全額を前年度繰越金の歳入とし、補正予算で財政調整基金への積立金として歳出の予算措置をし、剰余金全額を財政調整基金へ積立てを行っております。今後も歳計剰余金全額を基金へ積立てを行っていきませんが、歳計剰余金の取扱いとして「一般会計実質収支に関する調書」に記載し、財政調整基金への積立を行っていくためには、各担当課で歳入歳出の事務処理が5月末までに正確に行われ、出納整理期間末に歳計剰余金を財政調整基金へ直接運用できるようにするための事務処理方法の検討を行っていきます。</p> <p>競争入札参加資格申請については、事務の効率化及びペーパーレス化を進めるため、紙ベースでの申請方法から電子化による申請に令和5年度から取り組んでいきます。今後は、全国共通の標準様式を活用した入札手続きの検討を進めていきます。</p> <p>委員会の資料、議事概要については、今後、ホームページ等で公表していきます。</p>

<p>●住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況 「行財政改革プラン2019」については、最終年度であるので、4年間の総括として行財政改革全体の財政上の効果がどの程度進捗したのか、明確にされたい。</p>	<p>行財政改革プラン策定時に数値目標を設定していなかったため、財政効果額を算出しておりませんが、最終年度の進捗状況を町広報7月号に掲載する予定をしております。</p>
<p>●遊休地の売却 地籍調査事業などを活用して公有財産の管理を確実にされたい。</p>	<p>普通財産の多くは緑地などの土地であります。また利用が見込める広さの遊休地については、隣接地等との境界が確定していないため、売却にあたってはトラブルを回避するためにも境界確定を行う必要があり、相当の費用及び時間を要します。既に境界が確定している売却可能な土地については、令和5年度より順次、売却を進めてまいりたいと思っております。 財務諸表の固定資産台帳の活用が図れないか検討を行います。 ※地籍調査事業については、建設課において回答</p>
<p>●補助金執行の適正化 町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。 補助金執行のあり方を行財政課と協議されたい。 補助金を含めた残余の金額は、翌年度へ繰越をされていたため、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。</p>	<p>補助金執行の適正化につきましては、昨年度に庁内掲示板により、豊能町補助金交付規則により執行の適正化を図り、交付要綱による支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、必要であれば返還手続きを行うよう周知を行っております。 今年度においても町内掲示板への掲載を行うとともに、予算編成方針などで、適正に措置されるよう周知を行ってまいります。</p>
<p>●公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務 住民との協働やワークシェアリングの観点から、危機が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、シルバー人材センターを含め自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことも検討されたい。 清掃等を業として行われている企業は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が来て、経費削減の効果もあるので、是非検討されたい。</p>	<p>普通財産の草刈りなどの管理業務については、現在、建設課、都市計画課との一括発注を行い委託料の削減を図っております。 公園、道路などの美化活動に対しては、各自治会や老人会などに報償金を支払い管理を行っておりますが、行財政課の管理地においても同様な管理ができるような土地があるか検討を行ってまいります。</p>
<p>●発注者としての体制の補完 [総括・共通事項]で記載のため省略</p>	<p>[総括・共通事項]で記載のため省略</p>

<p>保険課</p>	<p>●保険料等の公平性の確保 文書催告で応じる滞納者はよいが、文書催告は時効中断の法定な効果はないので、徴収権が消滅するまでに悪質な滞納者を見逃さないように早期に財産調査などの対応を行われたい。引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。</p>	<p>税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査など行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。</p>
<p>税務課</p>	<p>●税の公平性の確保 徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。</p>	<p>不誠実な滞納者に対しては、これまでどおり徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を粛々と進めていきたいと考えています。なお、財産調査の結果、担税力の無い滞納者には、資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあります。引き続き、税の公平性の確保の観点から、滞納整理を進めていきたいと考えています。</p>
<p>環境課</p>	<p>●ごみ収集運搬について 具体的な検討が進んでいないため、次の事項について説明されたい。 ① 地方自治体における、売買、賃借、請負等の入札・契約方式は、原則として一般競争入札によらなければならないが、随意契約は、競争入札によらずに任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。(地方自治法第234条第1項、第2項)本町のごみ収集運搬業務の一部(3種類のごみ収集業務)は、一般競争入札によらず施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約で締結されている。 第2号適用とは、契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものとするときと規定されているが、ごみ収集運搬業務契約が競争入札の目的に適さない理由を明確に説明されたい。 ② 概ね10年後には、技能労務職員が0人となるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。 ごみ処理事業の行政コストの統一的な分析・評価する手法を国(環境省)において示されているので、一般競争入札を想定して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)に基づき、ごみ処理原価のコストなども総合的に勘案され適切な予定価格を設定されたい。</p>	<p>① 一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境の下に健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律はその確実な履行を最優先に位置付けています。このことを受け、市町村が廃棄物の処理を委託する場合の委託料は受託業務を遂行するに足る額であることが求められており、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける競争入札によってその要請を確保することは困難であることから、随意契約の方法により契約の締結することは市町村の裁量の範囲内であると考えています。しかしながら、今後、町の政策的な判断により委託業務の拡充等を行う際は、廃棄物処理法や環境省通知及び最高裁判例を考慮し、業務の確実な履行を確保するために、実績のある業者が提案する総合評価方式等の方式による契約についても検討していきます。 ② 民間委託については、適切な時期の検討を進めています。予定価格の算出方法については、今後も適切な方法で算出していきます。</p>

	<p>●技能労務職の時間外勤務手当 可能性の有無ではなく、代休対応で業務に支障が出るような状況になるのか、年次有給休暇も取得できない状況なのかどうか、その実情を説明されたい。また、職員団体とも協議中であると報告を受けたが、具体的に何を協議しているのか併せて説明されたい。</p>	<p>現業職員の一日の出勤人数は基本的には12人以上を確保する必要があります。年間の勤務日数をもとにした有休シミュレーションを行ったところ、理論上の数字とはなるが代休日を増やすに比例して、有休を消化できない日数も増加してくる。現状では、当然ではあるが、職務に支障のないよう交代で有休を消化しており業務遂行上で特に問題がある状況にはないが、全てを代休にすることは、有休をとりにくい状況となり、職員の負担増につながることも危惧されます。特に気温の高い季節には体力的に厳しい状況になることも考えられることから、ある程度余裕を持ったローテーションを組めるような体制が必要と考えています。一方で、財政状況や非現業職員とのバランスも考える必要があり、出来る限り代休対応が可能な体制を構築し、経費削減に向けても取り組んでいきます。</p>
建設課	<p>●国道423号のインフラ整備 関係協議会をはじめ近隣市町との連携強化を図り、地元の熱意が伝わるようにあらゆるチャンネルを使って、国及び大阪府へ引き続き要望活動を強化されたい。</p>	<p>引き続き、関係機関と連携し、国や大阪府、政党等への要望活動を行うて参ります。</p>
	<p>●地籍調査事業 要する期間、町負担額を記した全体計画を示されたい。当該事業を活用して公有財産の管理を確実に進めたい。</p>	<p>地籍調査は、今後も高い土地利用が図られる可能性がある国道477号、府道豊能池田線の沿道隣接地を重点調査地域と定め、令和3年度から令和12年度までの10年間で計画的に調査を進めています。その後については、①人口集中地域(DID地区)、②新興住宅地域、③農用地地域、④山林地域の順に調査を行う予定ですが、町全体の調査が完了する期間については、相当な期間を要することが想定できますが、現時点でお示しする計画はありません。事業費についても重点調査地域(10年間)の事業費を7,640万円(うち町負担が約382万円)程度と見込んでいますが、それ以外の事業費について、現時点でお示しする計画はありません。 また、公有財産の管理については、事業進捗に合わせて、その成果を行財政課と共有することで、適正管理に努めます。</p>
都市計画課	<p>【所属個別】 ●大阪広域水道企業団(以下、「企業団」という。)との連携強化 水道事業については、大阪府広域水道企業団に移管されて以降、水道に関する情報は、企業団のホームページを見に行かなければ状況は分からない。料金改定の件をはじめ水道事業に関する情報は、企業団と常に連携され、広報誌ではタイムラグが生じるため町ホームページにおいて適宜適切に広報されたい。</p>	<p>大阪広域水道企業団と引き続き連携強化を図りながら、町ホームページを活用し水道事業について情報を更新していきます。</p>

<p>【所属個別】</p> <p>●下水道ストックマネジメント実施方針(令和3年度～)</p> <p>令和元年6月に下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、この実施方針に基づき、管路施設及びポンプ場施設の点検調査や改築設計工事を確実に実施されたい。</p>	<p>ストックマネジメント計画策定フローに基づき令和元年度から令和4年度まで下水道ストックマネジメント実施方針による点検・調査を行ってきました。次年度からは新たに修繕・改築計画を策定し目標達成に努めてまいります。</p>
<p>【所属個別】</p> <p>●下水道ストックマネジメント実施方針(令和3年度～)</p> <p>特に、令和6年度以降の公営企業会計への移行にあたって、担当職員が専門的な会計知識の取得や会計処理に精通していなければ実現できないので、着実に人材の育成を図られたい。</p>	<p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その業務の中で適宜職員研修を行うこととなっているほか、日本下水道事業団ほか各種団体の開催する研修への担当職員の積極的な参加をしています。</p>
<p>【所属個別】</p> <p>●下水道ストックマネジメント実施方針(令和3年度～)</p> <p>また、総務省は公営企業会計の適用について、所要経費に対する地方財政措置の拡充や公営企業経営アドバイザー派遣事業等の支援措置などを講じているので、公営企業会計の適用など社会資本整備総合交付金等の要件化に遺漏のないよう準備を進められたい。</p>	<p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その費用について地方財政措置を見込んでいるとともに、各種支援制度を活用し、令和5年度の地方公営企業法適用、令和6年度予算からの公営企業会計化により、社会資本整備総合交付金事業の要件をクリアしてまいります。</p>
<p>【所属個別】</p> <p>●公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務(令和3年度～)</p> <p>(関係課:行財政課・建設課)</p> <p>・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、シルバー人材センターを含め自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことも検討されたい。(再掲)</p> <p>・清掃等を業として行われている企業は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来て、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。(再掲)</p>	<p>現在も各自治会や老人会などの公園美化活動や道路清掃活動について、年2回実施した場合に報償金という形でお支払いしているところであり、また、住宅地の外周部に面する緑地の管理についても、一部の住民と協定を締結しボランティアとして無償で管理して頂いているところもあります。</p> <p>今後も他の自治体の取組みなども参考にしながら、将来に負担をかけないような維持管理の取組みができるよう努めてまいります。</p>

②令和4年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(統括・共通事項)	総括・共通事項の措置状況
随意契約と公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	
<p>1. 【公共工事の入札及び契約の適正化の推進】 「入札契約適正化法」「公共工物品質確保法」等や「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の総務大臣、国交大臣の通知を踏まえ、本町の公共工事の入札及び契約の適正化の推進を図られたい。</p>	<p>1. 関係法令及び国・府からの通知文等を踏まえながら、引き続き入札及び契約の適正化の推進に努めます。</p>
<p>2. 【随意契約】 地方公共団体においては、売買、賃借、請負等の入札・契約方式は、原則として一般競争入札によらなければならないが、指名競争入札及び随意契約は政令で定められた場合のみ行うことを基本原則としている。今後の契約締結にあたっては、形式的で安易な随意契約を行うことのないよう、特に、競争入札に適しない理由等が適正かつ合理性を持ったものであるかについて留意されたい。</p>	<p>2. 随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約の理由、経緯等の合理性等について判断し、公平性及び透明性の保持、経済性の確保に努めるよう関係部署に周知を行っていきます。</p>
<p>3. 【制限付き一般競争入札制度の改善】 今後、発注者(町)は、入札参加資格審査等において、地域振興の観点から地方自治法の費用対効果の原則により、落札した業者は本町における雇用の場を増加させることや、町内の下請け業者に発注することなど地域社会への貢献度等の評価を加味するなど入札改善を行われたい。</p>	<p>3. 制限付き一般競争入札制度については、町内業者育成の観点も踏まえながら、入札参加資格審査等における評価点の改善などの検討を行っていきます。</p>
<p>4. 【競争性のある一般競争入札制度】 競争性の原理が働かない入札は、税金の無駄遣いになるだけでなく、慣習的、前例主義にとらわれて、これらの制度が当たり前で何ら制度改善の意欲も働かないと思われる。今一度、関係法令及び、大臣通知の趣旨を熟知し、何が出来ていないのか、原因は何か、どうすれば出来るのかを検証するとともに、真に競争性のある一般入札制度に改善されたい。</p>	<p>4. ①工事内容を確認し、競争性の高い制限付き一般競争入札、一般競争入札制度の改善に努めていきます。 ②工事執行予定表を精査し、発注時期を調整するなど、競争性が保たれる入札を行っていくよう努める。</p>
<p>5. 【発注者としての体制の補完】 発注者(町)として専門技術職を確保し発注体制を整備することは、喫緊の重要な課題である。大臣通知には、必要に応じてCM方式(コンストラクション・マネジメント)など外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者として体制の補完方法を推奨している。早期に導入の検討をされ施行的に実施されたい。</p>	<p>5. CM方式については、今後の技術職員の体制なども踏まえ、小中一貫校の整備など効果が見込める事業から取り組めるよう検討を行っていきます。</p>
<p>6. 【入札関係情報の公表】 入札契約適正化法の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、大臣通知は、入札参加者の経営状況、施工能力に関する評点、又は当該点数と工事成績その他の発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表することとしている。このため、入札契約適正化法等に基づき、公表対応が出来ていない事項については、速やかにホームページで公表されたい。</p>	<p>6. 入札参加資格登録、入札結果などの入札関係情報の公表については、公表方法など近隣を参考に公表に向けて検討を行っていきます。</p>
<p>7. 【電子入札システムの導入】 電子入札システムの導入については、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化、入札に要する費用の縮減、及び入札参加者の利便性の向上等の観点から、総務省は、既に、オンライン化導入にあたっての全国標準の仕様書も提供されているので、可能な限り速やかにその導入を図られたい。</p>	<p>7. 電子入札システムについては、費用面などシステム導入に向けての課題はあるものの透明性、入札参加者の利便性の向上の観点からも将来的には必要であると考えますので、今後、国、府の動きも見極めながら導入に向けて検討を進めていきます。</p>

豊能議第47号

令和5年6月23日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様

豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町議会議長 管野 英美子

[議長印省略]

令和4年度定期監査に関する措置状況について

令和5年2月1日付豊能監第39号で通知のあった標記の件について、別添のとおり報告します。

①令和4年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
議会事務局	<p>●委員会審議のインターネット公開</p> <p>・本会議はこれまで一般質問だけをインターネットで公開されてきたが、令和4年9月定例会議より一般質問前の提出議案の説明、質疑、討論、採決が公開され、議論のプロセスが理解できるようになった。さらに、公開される画像が質問者、答弁者に限られていたものが、議員全員の動向も分かるように改善されたことは、住民から議会運営に対して理解が深まるものである。</p> <p>・しかしながら、遅々と進まないのは委員会審議の公開である。これまでも指摘してきたが、課題となっている委員会運営については、どのようにすれば公開できるのか、議会と理事者双方が真摯に議論され、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。</p> <p>●会議録検索システムの廃止</p> <p>昨年度までは会議録検索システムにより、平成13年度以降の議事録は、閲覧年度を指定して会議録の種別や発言者名などで検索ができ、利便性の高いシステムであった。</p> <p>しかし、今年度から議事録閲覧システムが廃止となり、現在は、ホームページ上で平成24年度以降の会議録が存在しているだけである。行財政改革の名目で、会議録検索システム委託料の節減を図ったのであれば、住民サービスの低下を招くばかりでなく、情報公開条例の趣旨を逸脱するものであり、本末転倒である。</p> <p>会議録検索システムを廃止した理由と目的及び、今後の対応策について明確にされたい。</p>	<p>委員会審議のインターネット公開については、技術的観点、運営的観点等、公開までに整理しなければならない項目が多々存在するため、整理方法を検討しています。</p> <p>一つの目安として、令和5年9月頃にこの件の協議を予定しています。</p> <p>会議録の作成については、本来入札を行うべきところ、会議録検索システムを維持するため随意契約で契約をしてきました。理由は、会議録検索システムは、各社の独自仕様になるため、会議録検索システムで検索できるようにするには、落札した会社の仕様にデータを変換し直す必要があり、入札をすることで結果的に割高になる可能性があるためです。</p> <p>今般、会議録検索システムを廃止したことで入札が可能となり、また、大幅な委託料の軽減が図れました。再び会議録検索システムを導入すると、委託料の軽減効果がなくなるだけでなく、システム運営費及びシステムにのせるためのデータ変換料が再びかかることとなります。</p> <p>また、永年保存である会議録は、ホームページに掲載している分がすべてではなく、掲載されていない分もご覧いただくことができます。</p> <p>以上のことから、会議録検索システムの再導入はありません。</p>